

申京煥裁判

証言集・第2集

■	1977. 2.21	李仁夏 氏……………	1 P
■	1977. 4.27	金弼連 氏……………	19P
■	1977. 4.27	申点粉 氏……………	25P

証言集・第二集の発行に際して

申君の裁判は、いよいよ大詰めを迎えています。

この第二集に収録した李仁夏氏、金福連氏、申点粉氏の証言は、今年二月と四月の公判で、証言されたものです。

李仁夏氏は、在日大韓基督教川崎教会の牧師であり、民族差別と闘う連絡協議会（民間連）の代表でもあります。李氏は、日本社会が、いかに在日朝鮮人青年の主体的な生き方のじやまをしているかを明らかにし、申君の強制送還についても、人間らしく生きるチャンスを与えてほしいと切々と訴えられた。

申君の母親・金福連氏は、いま日本語も朝鮮語も不自由な状態です。長い在日生活の結果そうなったのでしょう。公判では、崔昌華氏が通訳をして進められましたが、福連氏の口からは、朝鮮語と日本語がごっちゃになって出てきました。ほぼ通訳の崔氏が整理されたのが記録されていますので、記録としては読みやすいものになっています。公判廷での福連氏の証言は、たどたどしいものではありませんが、傍聴席を圧倒するものがありました。

最後の申点粉氏は、申君の妹です。点粉氏は、申君の服役後、両親を支え、また刑務所の申君の支えてこられた方です。淡々と家族の事、申君の事を語っておられます。大村収容所での生活が兄を変えたという証言は、あらたに大村収容所の非人道性を考えさせられます。点粉氏が書かれた囑顧書（ニュース3号、資料船1所収）とともにじっくりと読んでいただきたいと思えます。

申君裁判勝利のために、一層の御支援をお願いします。

一九七七年七月二〇日

申京煥君を支える会・事務局

証 言 6

証 人			
職 業	年 令	氏 名	期 日
牧 師	五 一 才	李 仁 夏	一 九 七 七 年 二 月 二 一 日

五言

三

五言古詩

五言律詩

五言絕句

五言排律

五言長句

五言歌行

五言雜言

五言小令

五言詞

五言散曲

原告代理人（中平） 最初に先生のご経歴を簡単に述べて頂きたいと思ひます。

証人 私は、一九四一年三月二十七日、単身でもって、その当

時、京都にある中学に留学をいたしました。それは、：

原告代理人 先生がその中学のときに日本にいらっしゃったのは、

どういふ理由からでしょうか。

証人 その当時、私は朝鮮の中学に入学をしておりましたと

ころ、学校が総督府の命令によって、その当時の朝鮮総督府

の命令によって、閉校処分処せられました。

原告代理人 それは、どういふ理由からでしょうか。

証人 それは、学校の理事に関係しておられる方達が、朝鮮

の独立を願っているという、そういうことによつて、その当

時においては許されないこととして、処分にあつたわけであ

ります。

原告代理人 その結果、日本に友達何人かと一緒に、中学の勉強を
するために来られたわけですね。

証人 はい。三〇人ほど選抜されて、京都の仏教系のある中

学に入学を許されたわけでありませう。

原告代理人 その後、どういふ学歴でございましたか。

証人 戦争が終りましたして、自分の民族に対する使命を感じま

して、その当時、私はキリスト者になつた関係で、日本キリ

スト教神学専門学校という、牧師の養成機関である大学、現

在、東京神学大学と申しますけれども、その大学、その専門

学校の六年の課程を卒業して、その翌年に、現在働いている

在日大韓キリスト教会の牧師として任職されました。

原告代理人 先生は、日本で勉強したのは、母国に帰つてキリス

ト教のために働かになるおつもりだったんではないですか。

証人 最初、私が神学を志すときには、そのようつもりを

もっておりませんでした。それで、留学の機会がございまして、北

米でほぼ二年ほどの修学を終えて帰つたときに、何とかして

帰国の道を開きたい、と考えていたわけでありませう。

原告代理人 帰国というのは、韓国へ帰国することですか。

証人 はい。韓国に妻と子供と一緒に連れて帰る、というこ

とを考えていたわけでありませうけれども、一身上の家庭事情

で特に子供が非常に重い病気にかつたという理由と、それ

からもう一つ、私の良心をさいなんでいる問題がございま

して、それは、日本に住んでいる私どもの同胞の生活の苦しさ

を見るにつけ、私が牧師として、そういう同胞の人々につか

えて行くという、その場を果して放棄して帰ることができ

たらうかと、そういうことを、一生懸命、悩んだわけがござ

いました。

原告代理人 それで、日本に踏みとどまつて、日本におる同胞のた

めに、今、川崎の教会で働いていらっしゃるわけですね。

証人 え、結果的には、私は遂に、帰ることを放棄いたし

まして、約一八年ほど前に特に川崎において韓国人、あるいは朝鮮人が密集している地帯だと言われるそういう状況の中にある、川崎教会牧師として赴任しました。

原告代理人 現在のお仕事は、そうすると、川崎の牧師として働いているほかに、どういうことがございますか。

証人 約八年ほど前に、同胞が、いわゆる幼児保育を受ける機会が非常に少ないということを感じまして、教会堂を開いたしまして、私設の保育園を作りました。そして、三年ほど前に、厚生省の認可をとりまして、現在、社会福祉法人青丘社という、そういう法人のもとに、桜本保育園という保育園を経営するのに参画しており、私はそこにおいて園長も兼ねております。

原告代理人 先生はそのほかに、たとえば在日大韓教会、日本全国にある教会の關係のお仕事はどういうことをしておりますか。

証人 かつて私は、川崎における牧師の仕事と一緒に、全国に私どもに關係している教会が約四四カ所ございます。それを統合していく事務局において、総務として一六年間、奉職してまいりました。

原告代理人 それからその教会の、教会議長もなされたのではありませんか。

証人 はい。二年ほど前に、二年間の任期でもって在日大韓キリスト教会総会議長として、全体のこの教団の責任をにな

ってまいりました。

原告代理人 日本の全プロテスタント及びギリシヤ正教会が加盟しております日本キリスト教協議会というのがございますね。NCCと普通呼ばれておりますが、そこでは、先生はどういうポストを経験されましたか。

証人 私どもの教会が、たまたま、日本キリスト教協議会の、一つのメンバー・チャーチとして参加している関係上、私がある時点で、その総会書記として任命を受けました。その書記の仕事に携りながら事務局に、突然、この総幹事の重要な職をになつておられる方が、やめなければならぬ事態になつて、私は二年近く、その総幹事代行として、日本の諸教会のまとめ、一緒になつてキリスト教の宣教ということを追求する、そういう働きの中に参加いたしました。

原告代理人 その中に設けられている、いくつかの委員会の委員をしておられますが、それを述べて下さい。

証人 たとえば宣教理事会の中における国際協力委員会とか、あるいはかつては在日外国人人人権委員会と、そういった関係の委員会の仕事にかゝってまいりました。

原告代理人 全世界のプロテスタント及びギリシヤ正教会が、世界教会協議会というのを作っておりますね。

証人 はい。

原告代理人 先生はその世界教会協議会のどういうポストについて

いらっしやったか。また現在いるのか。

証人 その、世界キリスト教協議会の事務局がスイスのジュ

ネーブにあるわけなんです、そこに正義と奉仕委員会、というセクションがございます。そのもとに、人種主義と闘う委員会、という、まあ、人種主義と言いますか、民族差別のよう、そういう社会の中にある、人種並びに民族の違いによって受けなければならない、そういう問題を取扱い委員会の委員として、かつて六年間、その副委員長として奉職してまいりました。更に現在第二期の委員として関係しておりま

す。

原告代理人 先生は、どういう学位をいらっしゃいますか。

証人 私は、カナダのトロント大学の、ナクス・カレッジと

いうカレッジから、神学学士の学位を授与されています。

原告代理人 先生は、なぜ本件申京煥事件に重大な関心を持っておられるのでしょうか。

証人 まず私は、二四才の男児と二二才の女児の親として、

自分の子供が日本で育つ、特に在日朝鮮人、ないしは韓国人

としてこの地に生まれ、育つ過程の中における、さまざま

苦悩と申しますかそういうものを肌でもって触れながら見て

きた関係上、申君のことは、実はひとつではないという、

そういう思いを持っているわけでありませぬ。

原告代理人 先生のお嬢さんの場合の体験、ということですか。

も、いろいろあると思いますが、まあ象徴的な事件について述べて下さる。

証人 私の娘が、まあ、息子の場合はそうでもなかったわけなんです、娘が川崎に引越した間もなく、近所の幼稚園に入園を希望したわけです。その幼稚園は、韓国人の密集地帯の近くにあるわけなんです、当然、私どもは、自分の娘がそこに入園するのに、そんな問題はないだろうと思っただけなんですけれども、すんなりいかない。結果的に、最後に、あなたの場合だけ特別に入れてやるんだという、そういうふうな処遇を受けただけであります。で、その後、非常にいやな思いをしたわけなんです。特に私どものような場合には、ときには自分のことがら、あるいは権利のことを主張することを許されているけれども、多くの貧しい同胞が、いったいこういう場合に、どうなるんだろうかという悲しみを体験したわけです。それが先程、やがて保育の事業を自分の教会を通して地域の中に果して行くというきっかけになったわけです。

原告代理人 在日韓国人、先生のところのお嬢さんも含めまして、

それが子供から青年になっていくその成長過程で、どのような問題

にぶつからざるを得ないのでしょうか。特に小学校の児童、中学校、

高校までのことを具体的に話し頂けませんでしょうか。

証人 まず、私どもの子弟が日本で生活をしていく過程の中

で、いったいどのような問題にぶつかるだろうかという、そのことを考えるときに、一つの、やはり人間が歩んで行かなければならない、そういう社会的な状況、というようなことを考えなければならぬと思ふんです。私は社会学の専門ではないけれども、自然に自分の同胞の問題を考えて行くときに、まあ、社会学、あるいは社会心理学に関心がいくわけでありませぬ。

で、その社会学者の一人である、パークという人が、二つの文化には生まれ人間はそのどちらにも属しきれないで、結果的に各文化の周辺に、それぞれのその文化の周辺にはさまれて生きなければならぬと。その場合に、かつて、たとえれば我々が自分達の民族の文化や伝統というものを、当り前に持つていなければならぬわけなんです、そういうことをきちっとして行くことによって、人間が社会の中で誇りのある存在になることができるわけなんです。ところが、これが一つの大きな、同化を促していく文化的な一つの力と申しませぬか、で、それが、日本と韓国の場合には、非常に不幸な歴史を通して形成されたわけでありませぬ。そのことに対しては、もはや、ほかの証人達が触れておられるので、繰返さないつもりであります。そういう、この力を持ったものが、ある社会的な集団に向かって、一つの偏見を持って接し、そのことによって、具体的に差別を経験しなければならぬというそ

ういう中で、実は人格的なものが不安にさらされ、そしてそういう疎外状況の中で、多くの場合に若い者が挫折をするわけでありませぬ。で、小さい子供が幼稚園にはいろうと思ひます。大阪のある場合には、中川幼稚園という幼稚園でありますけれども、二倍の入園料を払わなければ、我々の同胞の場合には、はいれないという、そういう仕組になっているわけでありませぬ。私の、この近辺の貧しい同胞の子弟が、家庭の中にあつて、小さい畳の部屋に家族全員が押しこめられて住んでいるような状況の中で、封筒貼りをしながら、貧しい家の子供達が、結局、保育に欠けたまま、十分な両親の配慮と社会的な配慮を受けないうまま、結局、小学校にはいるわけでありませぬ。で、小学校にはいろうとするときに、私どもの子弟は、義務教育が受けられないわけでありませぬ。なぜならば、外国人であるからであります。従ひまして、入学通知もないわけです。で、私どもは、義務としての教育を受けるようにされているのではなくして、最近、漸くにして、おそらく韓日会談の結果において、一つの特別な配慮のもとで、外国人であるけれども教育を受ける機会を与えられているわけでありませぬ。従つて、民族学園に進む、数少ない子供達、全体の三分の一にもなりませんけれども、残りの三分の二にわたる子供達が、結局、入学通知もなく、ときには身体検査も全部済んでしまつてから、学校にかけこんで、先生から何

か面白くないことを言われる。そういう苦しい思いをしていかなければならない。従って、現在、私どもは、市の行政に向って、教育委員会に向って、日本の子弟に与えられるような入学通知書は出されなくても、せめて就学案内のようなものを出してもらえないだろうか、そういう一つの要求が、まともに取扱われないで、おそらく全国の、非常に限られた市でしか、このことは、今実践にうつされていないわけであります。で、多くの証人がすでに言っていますように、私どもの息子や娘を学校に送るときに、私どもは特別な誓約書を出し、そして日本人の保証人をつけないといけない、そういう苦しい思いをするわけがあります。そして、結果的に、余計者が学校に上ってきたんだという、多くの場合、そのような処遇を受けるわけがあります。しかも、何とかして、すでに同化されている親達の気持の反映でしようか、この子供達は、日本名を名乗って、多くの場合、日本の学校に行くわけがあります。しかも、現実において彼は、あるいは彼女は、幼いながら、うすうすと、自分が日本人でない、ということは知っているわけがあります。その間には生まれ、時には日本人らしくふるまい、日本人の子供が来たときに、本当に悲しいことが起こるわけがあります。

最近、私どもの近所で、こういう話を母親から聞きました。ある子供が、女の子が、学校から帰って来たたら、その家の中

に飾ってあった韓国の人形がございしますが、それを押入に隠すわけがあります。そして、自分の友達を迎えようとする。そして私どもは、保育園の働きを通して、まあ私どもの保育園では、実は日本の子供と韓国の子供を、あるいは朝鮮籍の子供を、何ら差別なく、福祉事務所措置されてきた子供達を、現在七七名、預かっているわけですが、その数が、時には同胞の子弟が多く、ときには日本人が多いというほぼ半々の形でいつも進んでいるわけなんです。その保育園の保育を受ける過程の中では、本当に自然に自分が日本の子供であり、あるいは韓国の子供であるということをお互に誇り合い、本当にすばらしい友情関係を持って、その小さい者が育って行くわけがあります。

そういう子供が日本の小学校にはいって、暫くの間はそのまま行きますけれども、やがて、どういうわけか、自分が韓国名を名乗っているというのを、胸の名札を隠しながら町の中を歩かなければならない。そういう人格的な破壊が、子供の世界の中に起こっているわけがあります。で、そういう子供達が、中学校に進みます。中学校において、将来の展望を、子供達は持つことを許されていないわけです。多くの少年は非行化に走り、問題児となります。勉強していったい何になるんだ。自分の親しい親や、あるいは兄さん方が、まともな就職ができない、ということをもはや彼らは知っている

わけであります。そして、時には、彼らは思いを新たにして上に進んで行くこととします。高校に進みます。公立の場合はそれでもないが、私どもが調べた段階では、八〇%の私立の高校が、何らかの差別をもって、私どもの子弟を遇していることが明らかであります。

こういう中で子供達が育って、中学を卒業し、あるいは就職、その就職のこの段階を迎えなければならぬわけであり
ます。

原告代理人 それで、その就職差別の体験が、いよいよ決定的な人格破壊をもたらすわけでありますが、ひとつ、先生が持つておられる一少女の実例を、ここでご紹介頂きたいと思ひます。

(後に提出する甲第八号証を示す)

原告代理人 それの、何ページでしょうか。ちよつとその事例を述べて頂きたいんですが。

証人 二四ページから二六ページぐらいの、合せて二ページぐらいのところですが。要約しながら読みますと……これは、申君の問題に非常に関係する一つの証言でございます。

「在日朝鮮青年の証言」という題になっておりまして、これは特に、在日朝鮮青年がたくさん学んでいる高校に奉職をしている二人の日本人教師によって編集された、そういう、在日朝鮮青年の苦しみを、さまざまな形で、証言の形で綴ったものでございます。ここの個所を途中でいろいろはしりま

すが、大事な部分を読ませて頂きます。

K という一おそらくキムさんじゃないかと思ひます。一

「Kは、こんな日高での味気ない学校生活の中で、いよいよ卒業をむかえた。Kは就職するので、夏休みの頃から、何回も何回もあちこちの会社を受けた。学校側からの紹介で、試験を受けた企業は、一流企業であった。川崎重工、三菱銀行、サンヨー電機等々、合計一六回も受けた。皆ダメだった。朝鮮人だから落とされたのだと自分で考えた。教師はこんな時、何にも相談にのってくれず、”気を落とさずがんばれ”とだけ言ってくれた。

Kは卒業式をすませても就職が決まらなかつた。彼女は戸籍謄本のいらない職場を捜した。ついに、卒業後一〇回以上落とされたのちに、卒業して二か月目に彼女は新聞で知って行ったT生命保険会社に就職ができ、ホツとしたという。

Kの夢は、ビルの中できれいな事務服をきて働くオフィスレディだという。その望みがかなつたのだ。T生命に入社して、Kは社員教育を大阪本社で二週間通つて受け、そのうちに神戸で働くことになった。Kはうれしくて、毎日を夢みたいに過ごした。そして、よく働いた。

一週間ほどして、人事課から戸籍謄本を持ってくるように言われた。そのおり、目の前がまっくらになった。Kは必死に考えた。それから毎日、心配でならなかつた。自分で自分

を慰めもした。もう私は入社が決まって働いているし、社員教育も受けたんだから、もし戸籍謄本を見て朝鮮人とわかって、そのまま何も言わずに雇ってくれるかもしれない。それでも不安だった。人事課へ示す戸籍謄本を一日延ばしに延ばした。人事課の人が、謄本を持ってきたかと言ってくる。あゝ、忘れていたわ。今度、持ってきます”と逃げていた。それでも逃げおせるものではなく彼女は戸籍謄本を会社に出した。

一〇日ほどたった。いてもたってもおられなかったと、その時のことをKは話す。そんなおりKは支店長から呼び出され、支店長の部屋に向いた。支店長は言いにくそうにしていたが、はっきりと、「Kさん、今日付けて当社をやめてもらいます。理由はあなたも知っていると思います。ウソをつくのはいけません。それに、わたしとこの会社では、朝鮮の人を雇うことは、会社のタテマエとしてできないことになっています。ですから今日すぐやめてもらいます。」Kは覚悟はしていたので、泣きだしそうな自分をおさえて、「ハイ、やめさせていただきます。」とだけ言って支店長室を出た。とたんに涙が出て仕方なかったわ、とKは今ほ笑いながら話す。Kは自席に帰ると、手まわりの品を片づけ始めた。涙が止まらなかつた。それで回りの女子社員が気づいて、Kの回りに寄ってきた。Kは同僚に、今日付けて支店長がやめてくれ

というのでやめるのだ、とだけ言った。みんなは憤慨し、支店長に組合としてかけあおうと言い出したので、彼女は必死でそれを止めた。Kは心配してくれて、何があつたか何度も聞く同僚に、なぜ会社をやめねばならないかの理由を一言もうちあげずに、働いた二〇日余りの給料をもらって、T生命保険KKをクビになった。」と。

私は、なぜこの証言を引用するかと申しますと、申君の場合に即して考えるときに、伝え聞くところによりますと、全クラスの者が進学や就職が決まっていますが、最後まで彼一人は残されているわけです。就職が決まらないのであります。で、この同じ例を、実は私の教会に來ている、現在に來ていませんけれども、來ていた、学校の名前を申しますと、明治学院大学の英文科を出た、同じ苗字を名乗っている、奇しくも同じ苗字を名乗っている若い青年が、全くこの証言に出ているような、同じ処遇を、日本の貿易会社から受けているわけでありませう。これは、在日韓国人青年にとって、空気のように、日常の中で経験しなければならぬ、人間としての痛みなんです。

人間が本當に、自分の能力があると。適性になつたところに働きたい。それが一番人間としてのささやかな願いなんです。しかし、そういう願いが、ことごとくに拒否されていくという日本の社会のきびしさが、どれだけ一人の人格を切り

さいなんで行くか、ということをも、裁判長も想像して頂けると思っています。

原告代理人 まず例外なく、そのような体験をしながら成長してある在日韓国人の、その結果の、現状というものは、どういふことになつておられますか。

証人 結局、大学を出た多くの青年が、もちろん、私は職業に貴賤はない、と。だから、大学を出たからと言って、トラックの運転手をしたり、そういうことを僕はいやしいとは思わないわけです。で、それは彼なりにそれにふさわしいことであればそれは立派な生き方だと私は思うわけでありまして、にもかゝらず、そういう状況の中に追いこまれたときに、多くの青年は、そういう職業を選ばなければならぬ。スクラブ屋に進む。パチンコ屋に進んでいく、というのが多くの青年の歩んで行く一つの一般的な方向であるということをしかと申上げることができると思っています。

原告代理人 こういふ在日韓国人の現実を作り出したものは一体、何でしょうか。

証人 それは、たびたび、いろんな証人を通して明らかにしてきましたように、私の同胞は、この日本の地に、日本と旧韓国が本心に不幸なそういう歴史過程を経まして、多くの者が、自分が願つてここに来たのではなしに、朝鮮における住むべき、あるいは耕すべき土地を奪われ、あるものは生活の糧を求めて満

州に、あるものは日本の社会の資本主義が形成される過程の中で、低賃金労働者として日本に流れて来、戦時中、強制徴用令、あるいは国家総動員法の適用を受けまして、日本の炭鉱、水力発電、鉄道建設、軍需工場での労働、そして、この戦争が終つた段階であな達はおしまいで、と云つて、その働く場を開放され、しかし、その間に、多くの同胞は日本に生活をする根拠みたいなものを持っていたので、なかなか母国に帰りにくい。ましてや、母国は南北に分断されて、きびしい対立の状況の中でおかれている。ですから、どうしても、人々の流れが、今現在、ここに住んでいる人々の場合を見てみますと、この日本の場に生活を営んでいくという、そういう状況ではありますが、しかし戦前からこのかた、形成された日本の社会の持っているこの偏見、あるいはその偏見がもたらしてくる、具体的に我々にさまざまな形で不利益を迫ってくる。この差別ということによって、このように仕事の場から排除されてくるという結果が起こるのではないかと。で、そのことは、実は、日立の、あの就職裁判のときに、い

みじくも明らかにされたのではないかと思います。

原告代理人 そのことは、またあとで伺いますが、在日韓国人の子弟の方達は、まあ、そういう、非常にきびしい、苛烈な差別の中で、挫折しながら、それなりに力いっぱい生きていると思うんですけどね。それにもかゝらず、いろいろな非行に走る人がいたり、する

わけですが、そして、まあそれがまた、差別の原因になる、という
ようなことがあるわけですが、先生は、それらの、毎日々々、
その現実を見ておられて、在日韓国人が現在受けつつある差別が、
理由のないものとお考えでしょうか。それとも、どういふふうなお
考えでしょうか。

証人 私は、人間が、神の前で、これは私の信仰の領域に属
することでありませうけれども、神の前で平等である、あるいは、
は、すべての機会において平等でなければならぬという、
そういう人道主義的な立場に即して考えるときに、我々の子
弟が日本の社会の中で、さまざまな人間的な疎外を経験しな
がら差別を受けるといふことは、これはもう、いわれのない、
明らかに差別だと思ふわけでありませう。しかし、現実における差別
が、どのような仕組で、社会構造の中で行なわれていくかという
ことは、私は差別を受けなければならないわれが現存しているわけであり
ませう。それは、私の住んでいる地域に即して申し上げますと、私の
地域のすぐそばに、一五〇〇人ほどが密集している池上町と
いう町がございます。これは、戦時中、強制労働のために来
ていた日本鋼管の敷地の中に、戦前は飯場のようなものがあり
まして、ですから、町として造成されてない、そういうと
ころに、実はバラックを建てて多くの人が住むようになった
わけです。そこにもちろん、東北あたりから、農村から都会
に流れてくる貧しい日本の人々も一緒に住んでいる。一五〇

〇人ほどの住民の中の三分の二ほどが、我々の同胞がそこに
占めているわけでありませう。

そして、この川崎市の人口が、一〇〇万になるわけですが、
この一〇〇万の中で生活保護を受けなければならぬ家庭が
約三〇〇〇余りございます。その約半数を、実は一五〇〇人が
住んでいる、この地域の人が受けているわけでありませう。
しかも、その中の六〇％が我々の同胞の家庭によって占めら
れているわけでありませう。

そこにおける生活状況というものは、先程、申し上げたよ
うに、小さいバラックのような部屋の中に、六畳や、あるいは
四畳半のところ、両親と子供二人、三人、一緒に住んで生
活をしなければならぬ。そこで母親は、父親が外に労働に
出ている間に、一生懸命に封筒貼りなんかをやっている。子
供の面倒が見切れない。従って、子供の世界の中に、学校へ
進んだとしても必然的にそこから出てくる学力低下というも
のがあるわけですが、もちろん、日本の最近の学校教育の中に
おける学力低下のさまざまな問題がございますけれども、そ
れに加えて、彼らが持っている生活環境そのものが、子供を
してどうしても低学力、従って知能指数が低いと言われるよ
うな、そういう子供達を必然的に生み出す。そういう生活環
境がそこにあるわけですが、

従って学校の成績も悪い、上へうまくいかない。そして、

そこからくるうっせきみたいなもの、生活の中で経験する、もっと上にいきたいという欲望と、そうならしめない現実との葛藤の中で、人間性がさまざまな疎外を受けて、結果的にたとえばある会社に受けたとしても、きちっと、試験がまともにも受けにくいという、すでにそういう素地がですね。だから、まさにその差別というのは、決して、ただ、できるんだけれども、日本人の子供と同じように上に進めないんだという、そんなことじゃない。もともと、根強く、我々の生活の底辺の中で、そういう人間を作り出していくという、ここに、まさにこの社会の差別の根源があると、私はそう見ているわけでありませう。

原告代理人　そこで、本件に即してお尋ねしますが、そのような日韓国人につきまして、入管法、まあ、出入国管理特別法という法律があるわけでありませうけれども、外国人であることを前提にした入管法ですね、旅券を持ってはいつてくる外国人であることを前提にした入管法を適用することについて、先生はどのようにお感じでしょうか。

証人　戦後、この入管令が制定されました、これは、ある意味で、日本国を出入りする外国人のために、こういう法令は設けられたと思うわけでありませう。たとえばある外国人が、日本にはいろいろとするとき、すでにそのものが特殊な技能を持っていて、日本の特殊な会社に採用するということが取

決められて、彼は日本にはいつてくることができなわけでありませう。ところが私どもの同胞の場合は、先程申し上げたような理由によりまして、日本をこの生活の場として、戦前から継続して住んでおり、しかも二世と三世が六五万にもわたる同胞の中で七六%を占めるという、そういう現実の中で生活するこのものに、いわゆる出入して行く、そういう外国人一般に適用する法体系の中で押しこんでいくことが本当は無理があるのではないだろうか、法体系そのものに、そういう建前をつらぬいて行くところに、ものすごい無理があるのではないかと思ひます。何も入管令に限らないわけです、さまざまな福祉体系の中で、私が社会福祉法人を創設して行くときに、厚生省からこういう指導を受けました。人種、国籍、信条、宗教、思想、そういうものによらないで、あらゆる人間が一人立ちできるように助けて行くところに、この福祉の基本精神がある、と。これはおそらく、日本国憲法や、福祉に關係する関係法令の中にそのことが明記されていると思ひます。にもかゝらず、我々は、たとえば公営住宅にはいる問題にしても、中小企業の、ちよつと何か、自分の力でやってみようかという者が、公的な貸付資金を得る面においても、最近明らかにされましたけれども、川崎の場合には民生局の中に、貧しい者たちのために奨学金制度を設けているわけですから、その奨学金制度からも、外国人であるという唯一の理由

から、排除されているわけでありませう。寝たきりの老人が、またそこで差別を受けるわけでありませう。おかしなことに、

私の教会に今来ている、ある韓国の女性は、日本人と結婚をいたしました。不幸にもその日本人の夫を失いました。子供が生まれました。子供ははっきりとした父親の国籍に従って、日本の国籍であります。しかし、この母子家庭に与えられるべき福祉の措置が、この家庭に適用されないわけでありませう。なぜならば、申請する母親が外国人である、と、保護者が外国人である場合にはそれが適用されない。日本国籍を持った一人の子供の面倒をみる韓国女性の生き方の道を、すでにここに、外国人であるという理由でもって疎外している法体系が厳然として、今、日本の社会の中で機能しているというところを、はっきり申し上げたいと思います。

原告代理人 それで、在留権の関係ですけれども、法的地位協定及び出入国管理特別法によりまして協定永住権を持っている在日韓国人でも、一定の場合に、一定の法に定められ、条約に定められている場合には、退去強制をされるといふ条項があるわけですね。それについて、特に、合意議事録というものを、この条約で作らなければならなかったわけですね。それから更に、この一年後に、日韓両国政府は、同時声明を発表して、退去強制に該当する、これらのものに対して、人道的な取扱をしなければならぬという、こういう規定をしているんですけれども、先生は、このような規定をご覧になつ

て、どのようなことに着目してこれらの規定を解釈、運用しなければならぬか、なまなまし、さまざまなか体験の中から、この問題について、ご意見を聞かせて頂きたいと思ひますが。

証人 まあ、私は法律的なことは、あまり得意じゃなくて、非常に弱いわけなんです。私の専門の外に属する法律の条文を一生懸命に読んでも、なかなか理解できないむずかしさがあります。にもかゝらず、結局、在日韓国人の法的地位に関する日韓会談、韓日会談の中で取り交された条約というもの、やはり当事者である、日本に住んでいる韓国人が、将来、どうなるだろうか、あるいは、現実の問題を本当に深いところで理解をして、その声を吸上げた結果、出てきた条約ではないように、私どもには見えるわけがあります。その結果として、一〇年を過ぎて、あの条約の規定に従って申君のような問題、伝え聞くところによりますと、すでに、そういう同じような事例によって多くの者が大村収容所に収容され、あるいは、この収容されかねない状況におかれているし、七年以上の刑に服するものが、すでに一〇〇人を超えて、というふうに、現実についているわけですね。で、こういう事態が、結局、日本に住んでいる在日韓国人に、さまざま不安を与えるわけですね。なぜ、多くの青年が、この裁判に注目していますかというところ、申君の問題、そして、決して申君一人の問題ではない。もちろん、多くの青年が、申君の

おかしな犯罪そのものを正当化している者は一人もいないと
思うわけでありませう。にもかゝらず、彼が強制退去という
この処分によって彼が生まれ育った、ある意味で根っこがこ
こにあるようなところから、もぎ取られて、言葉も知らない、
それもみずからの決断によらない、強制されて行かなければ
ならないという、そういう事態が起ころうとすることに對し
て非常な憂いを持って、これはある意味で、社会的な一つの
不安を作り出す、そういう事柄の問題として、現在受けとめ
ていると、私はそう確信するわけでありませう。

従つて、たとえば入管法、もちろん、この合意議事録なん
かを読みますと、本当に戦前から住んでいる我々同胞の問題
を十分配慮しないところから出てきた結果にしても、合意議
事録のようなものが、そこに生まれた関係は、これはいわゆ
る普通の法体系ではどうにもならない、複雑な問題がそこに
あるんだということを両国の政府が認定をしているわけであ
ります。

日本政府も当然、そういう認定をいたしましたして、そこには、
たとえば入管法に適用することができないとしても、現入管
法の体制の中に、五〇条の中に、永住権を持った者が退去強
制を受けるときには、特別の配慮が、法務大臣によってなさ
れるというそういう規定もあるし、更に、合意議事録におい
ては、人道的な問題、特にこの家族構成の問題を十分考慮し

て、この条文は、その最終的な決定を下さなければならぬ、
ということを行っているわけです。で、そのことに関しては、
この法体系が不十分とは言え、やはり法体系そのものの中に、
人道的な処置ということを十分言及している根拠があるわけ
であります。従つて裁判長、そのへんに、ぜひご配慮をして
頂いてこの問題を見て頂きたいと思ひます。

原告代理人 先生の今までのご証言で言わんとされるところがよく
わかつてきたわけですが、この退去強制の問題に關して言えば、合
意議事録などがいみじくも述べておるように、入道的な見地から、
この問題をもう解決するほかはないんだと、そこが基本なんだと、
こういうことでございますね。

証人 はい。

原告代理人 今まで、在日韓国人、特に青年たちが置かれている、
加えられている苛烈な圧迫の状況というものを、お聞きしたわけ
ですが、最近では、このような在日韓国籍青年たちの間でこのような状況
に對する対応について特に何か、顕著な特徴というようなものがあ
るでしょうか。

証人 はい、一つの新しい動きと申しますか、考え方もいた
い、なものが、私共の同胞の子弟の間から芽生えつつあります。

裁判長、実は、私、この証人の席に立つて、今日、是非、

青年たちは、自分の同胞の問題だけに目を注いでいるわけはありません。同じようなスラムの状況の中で生きている日本の子弟も同じように、実は、差別を受けているんだと、彼等も共に一緒にあって、人間として育っていかなければならないんだと、そういう生き方を目指し初め、本当に、最早。日本の社会を恨み、糾弾するという、そういうことは、まず、差において、自分たちのやるべき責任を全うしようという、そういう、雄々しい決意と申しますか、勇ましいと申しますか、人間らしい生き方に目覚めつつあるという、これが私共の同胞の青年であります。それに従って、近所の日本の青年が同じような思いを持っているというのを申し添えたいと思います。今日、ここに又、多くの日本の青年も来ているわけです。彼等の心情の中には自分の友人である朝鮮人の青年一人が日本の社会に、そのような処遇を受けている限り日本人としてのオブリゲーションというものを、全うすることができないんだという高尚な思いをもって、このことに注目していることを、申し添えたいのであります。

原告代理人 就職差別裁判といわれている事件の朴鐘頌君は、先生の教会の教会員ですね。

証人 はい。

原告代理人 その朴鐘頌君のことについて、今、先生が言われたことを、具体的に述べていただけないでしょうか。

証人 朴君は、実は、申君と同じような出生の背景をもって育ちました。高校を卒業したために彼は就職したいということで、就職が決まるなり、苦しい状況の中に置かれた青年でありました。やけも、おこしかけたわけです。しかし彼は、日立製作所のソフトウェアを作っている戸塚工場で社員を募集するという新聞の広告をみて、それに応募したわけです。日立のよりの、大きな会社に、とても就職できるはずがないと、だから、彼は、日本名新井という名前を名乗って、そして、これがある意味では、彼等の生活の手段と申しましようか、さきほど、小冊子の中で引用したような若い青年の前例を、平素経験している彼等は、出生地を本籍地として書いたわけです。そして日立の、その工場の試験を受けて、まあ、試験の成績においては、立派に合格をいたしました。そして、入社が決まった時に戸籍謄本を持ってくるようにといわれました。その時点で、彼は、自分の、ありのままを会社に申し上げたわけです。実は、私は日本で生まれた韓国人であって、そのようなものは持っていない、現実に、彼は、戸籍に登録が記載されていない、そういう人間であります。

従って、会社は、それじゃ、外国人登録済証明書のようなものを、出したらどうだろうかという勧告もできたはずでありますけれども、いや、待って、と結局、自分の会社は外国人

を採らないという、そういうことによって、入社しようとする朴君を、押しとどめたわけであります。ところが、実際、わかってみると、日立は、実は本来、外国人を採用しないと、あるいは、共産党員は採用しないんだと、あるいは創価学会の学会員は採用しないんだと、秘密の取り決めみたいなものを、会社自体が持っているということが、彼が、この事柄を横浜の地裁に訴える裁判の過程の中で明らかにされたわけがあります。ところが、この苦しい裁判、四年近い、この裁判の過程を通して、その辺のことが明らかになって、一九七四年六月一九日、私、この日を実は忘れることができないわけであります。在日韓国人の若者たち、又、年を取っているような者を含めて、その日は、私共にとって、非常に象徴的な日であります。横浜地裁は、日本の社会、特に日立がとっている、この差別的な状況を克明に、明らかにしながら、この朴君が、その会社に採用されなければならない朴君が、完全に勝訴になるような形の判決が下ったわけであります。これが青年たちの新しい歩みの一つの契機であります。ほかの、いろんな契機がありましようけれども、一つの非常に大事な、人間らしく生きていくために、最低の保障が欲しい、能力と適性に合う職場が、ちゃんと与えられて欲しいという、この一人の無名の青年の叫び声を日本の法廷が、ちゃんと聞いてくれたわけであります。そのことによって、実は、朴君の中

に、一つの変貌が生まれたわけがあります。彼は、やがて、会社にはいつてきまして、新井という、あいまいな名前ではなしに、朴鐘碩という本来もって生まれた名前を誇りをもって、名乗り、現在、コンピュータープログラムをしている職場の訓練の期間を立派にやりとげて継続的にやって、立派な社会人として生きていくわけであります。彼の事柄は、実は、日本を初め、韓国あるいは全世界に、このニュースが伝わっているわけであります。従って、この青年の一人の新しい、この目覚めを通して、私共の若い青年たちに一つのささやかな希望が生まれてきたわけであります。夢が生まれてきたわけであります。やればできるんだと、きちんと責任を果して生きていく人間にならなければならないんだと、そのことのために自分たちが、あいまいにしてきた、本当に人間としての誇り、自分が本当に韓国人として、生きていくということ、あるいは朝鮮人として生きていくという、人間のアイデンティティー人間が本来、持っているところの自己統一性を、あいまいにしたまゝ、人間は社会の中で生きていくことができな、少なくとも自分の生まれを誇りに思わない限り、人間は、社会の中に、きちんと人間として、立って生きることができないという自己確認、それが日本中に伝わっているわけであります。

先頃、私は、岡山を旅行しました時、偶然に一人の青年に

会いました。同胞の青年に向かつて、このことを知っているか、知っている、と答えている姿を見る時に、私は、少なくとも日本の法廷やあるいは日本の政府、あるいは日本の社会に向かつて、この際、是非訴えたいことは、このように、生きていくとしていた芽を、つまないで欲しい、人間が自由な決断をする、その自由を、抑えるようなことをしないで欲しい、そして、人間らしく生きていくチャンスも、再び与えて欲しいと、申君にも、実は、そのチャンスを与えて欲しいと、切に願うするために、この法廷に立っているわけでありませう。

原告代理人 朴鐘碩は、先生の教会に属しておるんですが、どうなんでしょうか、夜間の学習塾ですか、そういうところの指導なんかもやっているんでしょうか。

証人 はい。

原告代理人 日立での勤務成績については、私も聞いておるんですが、けれども、ちょっと、その点をご証言いただきたいと思いますが。

証人 日立の裁判が終りました、日立製作所の会社の代表と私共関係していたもの、ここにおられる中平先生を初め、さきほど、証言に立ってくださいた佐藤勝巳先生、私、こういう者を含めて諮問委員会のようなものを組織いたしました、定期的に必要がある時に会社に行つて、そこに働いている朴君の問題、あるいは、やがて雇用の機会が与えられるであろう

う韓国人青年の問題について、話し合いをすることになっております。会社の勤務担当の課長さんが、たいこ判を押して、立派にやっているということを証言しております。そして、去る暮のことをごさいますけれども、埼玉銀行のコンピュータのプログラムを、彼が作るために、正月を返上して手伝つて、日本のパートナーと一緒に成つて、働いている姿を見て、私は、非常に感動をしたわけでありませう。

原告代理人 補足的に、二お伺いします。一九七四年の一月二日付で、日韓教会協議会の代表者たちが当裁判所の裁判各位並びに法務大臣宛で嘆願書を出したことを、先生は、その時のメンバーとして、ご存じですね。

証人 はい。

原告代理人 この申京煥ケースは韓国の良識ある人々から注目されていると思うんですが、非常に事情の詳しい先生からお聞きしたいと思うんですが。

証人 今、私は、さきほどの人定尋問の中で申し上げましたように、世界の教会協議会の人種並びに民族差別の特別な委員会に関係しているわけなんです。そういうものと闘う委員会ですね、これは日本に限らず、世界の中でほうはいとして、この社会における少数者の権利というものが人権の問題として、注目をされているわけでありませう。従つて、世界中の教会がさまざまな横の連絡をとりながら、それぞれの国におけ

るこゝう問題に、係わっているわけでありませう。従つて、申君の問題に対して、この韓国のキリスト教協議会の代表者、特にその中には、韓国のキリスト教特別協議会に人権委員会というものがあつて、それに係わつていて、京都で開かれた会議に出席をして、そのあとで、この裁判に傍聴したわけでありませう。そういう人々の関心というものが、絶えず継続されていまして、先年、私共がソウルで同じような会合を開いた時に、その席で、あの裁判は、一体、どうなつたんだらうかという関心を、依然として示しているということがわかつたのでありませう。従つて、このことは、アメリカにおける教会並びに世界の教会が、この申君に対する退去強制処分取消という、日本国の中で行われる一つの裁判の目的に対して注目をしているということを申し上げることができると思つた。

1. 日本創成の中核的機関としての地位を確立する
 2. 日本創成の推進機関としての地位を確立する
 3. 日本創成の推進機関としての地位を確立する
 4. 日本創成の推進機関としての地位を確立する
 5. 日本創成の推進機関としての地位を確立する
 6. 日本創成の推進機関としての地位を確立する
 7. 日本創成の推進機関としての地位を確立する
 8. 日本創成の推進機関としての地位を確立する
 9. 日本創成の推進機関としての地位を確立する
 10. 日本創成の推進機関としての地位を確立する

証 言 7

証 人			
職 業	年 令	氏 名	期 日
失対労働者	六九才	金彌連	一九七七年四月二七日

謝 詞

謝 詞

謝 詞

謝 詞

謝 詞

原告代理人(河野)

金彌連^{キムビョリョン}さんは、この裁判の原告の申京煥君の

お母さんですね。

証人 はい。

原告代理人 お生まれは、韓国のどちらですか。

証人 生まれた場所は、主人と同じところで慶尚北道の義城郡です。

原告代理人 何才ぐらいのときに日本に渡ってこられましたか。

証人 二六才のときです。

原告代理人 日本に渡ってくる前には、ふるさとで、どういう生活をなさっていましたか。

証人 これという職業はなかったけれども、しゅうとと一緒におりながら、六年くらいおりました。

原告代理人 申君のお父さんと結婚なさったのは、いつ頃のことですか。

証人 一五才のときの一月に結婚しました。

原告代理人 彌連さんのご家族は、どういうふうにされていましたか、結婚するまで。

証人 結婚する前には、家庭が非常に貧しい中で、お母さんが一〇才のとき亡くなって、お父さんが一五才で亡くなって、そういう状況の中で、家庭的に大変困っておったときに、主人のほうも、生活は豊かでなかったけれども、そのほうで、苦しいけれども、お嫁に来てくれ、ということに嫁に行った

ということですよ。

原告代理人 ご主人の家族は、どういう人がいましたか。

証人 主人のお父さんと、主人の兄さんと、主人と、そして本人とで四人です。

原告代理人 ご主人と結婚なさって、そこでどういうふうな仕事をしていましたか。

証人 本人は、結婚した家で、家庭の炊事の仕事をしたり、したけれども、主人は生活がいろいろ苦しくて、年間いくら、というお金をもらって、奉公に行っておりまして。

原告代理人 その村の、ほかの人達は、どんなふうな暮しをしていましたか。

証人 大体、その時代は、普通一般に、生活が貧しくて、ただ、ごく僅かな、豊かな生活をしている人はおったけれども、ほとんど、貧しい生活をおったということですね。本人の家庭も、農業をしておるけれども、土地がなくて、そういう苦しい生活をおった、ということですよ。

原告代理人 ご主人は、いくつおのときに、日本に渡りましたか。

証人 二四才のときに、日本に渡って来ました。

原告代理人 そのとき、あなたは何才でしたか。

証人 そのとき、二〇才です。

原告代理人 ご主人が日本に渡航することになったきっかけは、何でしょうか。

証人 家で、そういう、生活が苦しかったわけがあって、主人が、ただ友達が日本におるといふことで、その友達の住所一つを握って日本に来た、ということですよ。

原告代理人 その住所をあてにして、ということですよ。

証人 その住所だけ信じて渡ってきました。日本に渡つてくるときに、韓国の民族衣裳を着て、チョンマゲをそのまま、して、日本に、住所を持って来た、ということですよ。

原告代理人 ご主人が一人で日本に渡つたわけですね。

証人 はい。

原告代理人 そうすると、ご主人が渡つたあと、あなたがあとを追つて日本に渡つてくるまで、どんなふうにしていたんですか。

証人 まあ、主人が来たあと、非常に生活が苦しいので、山に行つて、たきぎをしたり、又は近所の人達の仕事をして、米をもらつてきたり、時には、ごはんをもらつたり、そして主人のお父さんと一諸におつた、と。

原告代理人 あなたが日本に渡つてくるようになったのは、ご主人が日本に來い、というふうに言つたからですか。

証人 え、。

原告代理人 日本に渡つてきて、それで、最初に、どこに來ましたか。

証人 一番最初來たときは、東京に來ました。家出るときも、私一人で出て來ました。ここまで、東京まで來ても、東京ま

でも私一人で來ました。東京へ來るまで、二日かかったけれども、汽車一日、船一日、韓国で一日、そういう形で、その間、何も食へなくて、ここに主人を追つて來ました。で、途中で、誰かが、腕章をかけてる誰かが、わからないけれども、弁当を一つ、くれたのでそれを食べようと思つたけれども、食べられなくて、そのまま、それを置いてきてしまった、ということですよ。

原告代理人 その後、東京のあと、鎌倉、それから横浜の鶴見の飯場を経て、つい最近まで任んでいた四工場に住むようになったわけですね。

証人 はい。

原告代理人 四工場に住むようになって、どのくらいたちましたか。

証人 二六才の正月に來て、八月に、風が吹いたり、台風が來たり、いろいろ大変な、そういう氣候状況の中で、四工場という言葉だけ聞いて、そして、そこに行きました。

原告代理人 四工場には、誰か知つてゐる人がいたんですか。

証人 故郷の人達が、たくさんおる、ということですよ。故郷の人達が、いっぱいおるといふ、その声だけ聞いて行きました。

原告代理人 四工場に來てからは、ご主人と、あなたは、どういう仕事をしてきましたか。

証人 私は、四工場に來てから、大体、子供を生んで、育て

て、そして主人が労働者で、ずっと働いて、そういう状況の中で、何とか生活をしてきました。

原告代理人 子供さんは、何人、おられますか。

証人 男の子は申京煥一人だけで、娘は五人います。

原告代理人 もう一人、亡くなった方がいらっしやいますね。

証人 はい。

原告代理人 その方は、いつ頃、亡くなりましたか。

証人 どの年かは、私は覚えていないけれどもとにかく、子供がはたちのときに、九月一六日に亡くなりました。

原告代理人 はたち、というのは、数えですね。

証人 はい。

原告代理人 女の子供は、皆さん、結婚なさっていますか。

証人 一人だけ、残っております。

原告代理人 一人だけ残っておりますのは、どなたですか。

証人 申点粉です。きょう来た、申点粉です。

原告代理人 ほかの方は、みんな嫁いでいらっしやるわけですね。

証人 はい。全部嫁いでいます。

原告代理人 あなた自身も、失業対策の仕事をして、ずっとやってきたんじゃないですか。

証人 ずっとやってきたし、今も失対の仕事をしています。

原告代理人 長男の方が、これは、一九五四年だと思えますが、亡くなったあと、男の子は、この申京煥君一人だったわけですね。

証人 え。

原告代理人 申京煥君は、どういう性格の子供でしたか。

証人 学校に通うときは、よく言うことを聞いて非常にしっかりした、おとなしい子でした。小学校六年のときも、一日も休んでいません。中学校三年生でも、腹が痛いと言って一日だけ休みました。あとはずっと学校に行った、そういうまじめな子でした。

原告代理人 申京煥君は、強盗致傷という事件を起こしましたね。

証人 はい。

原告代理人 そのときは、お母さんは、どういうふうになさいましたか。

証人 どういうことをしたのか、私は全然知りません。警察官が三人来て、家庭で逮捕していくのを見て、今まで本当にまじめに働いていた子が、どうしてこういうことになったのかと思つて、ただ、ふるえがきて、前後を知らない、そういう状況で迎えたということです。

原告代理人 あなたは、被害者の家を回つて、弁償して歩いたんじゃないですか。

証人 まあ、逮捕されたあと、全然知らなくておつたけれども、いろんな人から、あそこ、ここ、という話を聞いて、これじゃいけないということで、ない金を、あつちこつち、集めて、三五万円を持って、三か所ですか、に配布して、ひと

つ、よろしく、ということでお分けしました。そして、子供が、一人しかないし、その子が出てこなくちゃ、私の生活は耐え切れない、ということ、なるだけ被害者の気持を柔らげると同時に、早くこの子がしっかりして帰ってほしい、と同時に、主人が病気で寝込んでおるので、どうしようもない、ただ、この子にだけすがって生きなければならぬ、そういう状況で、そういう結果になりました。

原告代理人 静岡の裁判所では、弁護士も国選ではなくて、私選の弁護士を頼んだんですね。

証人 はい。

原告代理人 その結果、裁判では懲役八年の判決がおりたわけですが、けれども、そのとき、どういうふうに思いましたか。

証人 最初のときも八年で、あとも八年ということで、自分の気持としては、被害者を訪問したり、本人のことを考えたりして何とかよくなつてくれるし、一年でも、わずかにくだけでもよくなるだろうという期待を持っておったけれども、最後まで八年になつた、ということ、半狂乱的になつて、いすをぶついたり、そういう状況で、本当にもう、何とも言えない気持でございました。

原告代理人 申君のお父さん、あなたのご主人は、その頃、体の具合が悪かつたんですか。

証人 そのときも、病院に入院しておりました。

原告代理人 それは、結核で入院なさつていたんですね。

証人 ええ。

原告代理人 病院には、結核で何年ぐらい入院していましたか。

証人 約九年やな。

原告代理人 その、結核で入院して、退院してきたあと、今度はまた、脳軟化症になつて寝てしまったんじゃないですか。

証人 もう、退院して、いつその病気になるかかわからんけれども、退院したあと、そうなつて寝込んでしまったんです。ちようど一四年間、病院に入院しておりました。一四年間、寝ておつたけれども、手も足も動かさなくて、ほとんど横にしておつて、食物も、いくら横にあつても、全然食べないで、口に入れてあげて初めて本人が、少し食べるという状況で、入院しておりました。

原告代理人 その頃は、彌連さんと、妹の点粉さんと、二人で暮らしていたわけですね。

証人 はい。

原告代理人 ご主人は、最近、お亡くなりになりましたね。

証人 三月一二日に亡くなりました。今年の。

原告代理人 その申君、申京煥君が、刑務所にはいつている間、刑を終えたら、出て来てまた一緒に親子で生活できる、というふうな思つて、それを待ち望んで生活していたわけですね。

証人 はい。

原告代理人 申君が、岩国の刑務所を出たあと、すぐ大村収容所に送られたという連絡を受けましたね。

証人 はい。

原告代理人 そのときは、どんなふうに思いましたか。

証人 その話を聞いて、手はふるえるし、胸はどきどきするし、体はふるえるし、もう、どうしたらいいのか、お先真暗で、本当に自分としても、どないしたらいいか、わからんという状態が続きました。

原告代理人 あなたも、その頃は、体の具合が、少し悪かったんじゃないですか。

証人 ちょうど、そのとき私は、おなか膨れて、肝臓炎で腫れて、ちょうど五か月間、八月から十二月まで、ずっと入院しておった状況でありました。で、退院するときだと思いませんけれども、とにかく、体が全然、話できないし、出たときに真暗で、三日間、舌が上に向いて全然話もできない、そういう状況で帰りました。

原告代理人 今でも体の具合は、よくないわけですか。

証人 今でもよくないです。ずっと。

原告代理人 最近も何か病院にかかったり、入院なさったりしたことがありますか。

証人 今年一月から三か月間、体がずっと、腫れて、足も腫れて、尿が出なくて苦しんでおって、薬を飲むと、何とか

尿が少し出て、そういう状況で三か月間、ずっと苦しんでおりました。

原告代理人 京煥君が大村収容所に移されたあと、あなたは法務省に嘆願に行きましたね。

証人 はい。

原告代理人 そのときには、どういうことをお願いしたんですか。

証人 もう、私は、法務省に行ったときに言ったことは、実際、私は学問もしてないし、字もわからんで、うまく話できないけれども、とにかく、うちの息子は悪いけれども、何とか助けてくれ、と。そして、この家族のことを考えても助けてくれと、それ一つだけお願いをしました。それだけ、ずっと訴え続けて、土下座をしました。

原告代理人 申京煥君から、送還船の名簿に自分の名前がのつたという連絡がありましたね。

証人 ええ。

原告代理人 その電話があったときには、どんなふうな気持ちでしたか。

証人 実は、私が、息子が行くという話を聞いたときに、自分が結婚して韓国で生活したことを自分で思い出して、服がなくて、しゅうとめの着た着さしの服をもらってきたり、靴がなくて、はきさしの靴を拾ってはいたり、非常に貧しい生活、ずっとしてきたことを思いながら、子供は、もし行っ

ても、自分とはとにかく、ここで生活して行こう、と。再びそこには自分が行かないと、そういう気持になりました。子供は、まあ、悪いから、行かれるんだけれども、自分としては、そういう、自分の苦労したことを考えながら、ここで主人がおるんだから一緒にやらなければならぬ、という気持を持ちました。

原告代理人 あなたは、京煥君が、ただ一人の男の子ですし、韓国に帰ることになったら、大変困るんじゃないですか。

証人 実は、その、子供が帰るといふ便りを聞きながら、しかし、子供には悪いけれども、もし私に別の子供があつて、その子供に私が頼つて生活ができることであれば送られても致し方がないけれども、その子が帰れば、私は生きる生甲斐もないし頼つて生活もできない。また娘はおつたとしても、娘らは全部嫁に行つて、自分の生活が非常に忙がしくて、自分の生活に精一杯なんで、何もそこには頼ることもできないし、だから、私はその子一人だけを頼つて、きょう生活してきたので、もし本当に息子を送るなら、私を殺して、私の葬式を済ましたあと、子供が、うちの母は私が悪かつたために日本で殺されたということを認識して送つてほしい、というのがそのときの気持でした。

原告代理人 最後に、裁判官に何か訴えることがあつたら、一言言つて下さい。

証人 裁判長殿、まあ、息子はたしか、悪いけれども、私達を助けてくれるつもりでどうぞ寛大な処分をお願い致します。最後に裁判長にお願いしたいことは、一人息子であるし、とにかく、その子しか、自分は頼つていけない、という状況であるし、年は、もう、七〇であるという状況、そして生活が、その子にすがらなければ、私は生活ができない、ということでありますので、もしか息子が韓国に送還されるならば、私は、その送還されるのを、私の目で見るのが、私は忍び得ないので、私を殺して、私が死んだあととは、その悲惨な状況を自分の目で見なくて済むので、その気持ですので、ひとつよろしくご配慮をお願いいたします。

証 言 8

証		人	
職業	年齢	氏名	期日
無職	二六才	申点粉	一九七七年四月二七日

圖書

中國通史
中國地理
中國經濟
中國政治
中國法律
中國宗教
中國藝術
中國科學
中國文學
中國思想
中國歷史

原告代理人（秋田） 証人は原告の妹さんになるわけですか。

証人 はい、そうです。

原告代理人 兄弟は全部で現在は何人ですか。

証人 女が五人で、男が一人です。

原告代理人 お兄さんがもう一人、いらしたということですね。

証人 はい、そうです。

原告代理人 お兄さんは、いつ頃、どういうことで、亡くなられたんですか。

証人 今からちょうど、二二年前に、交通事故で亡くなりました。

原告代理人 当時、お兄さんは、いくつでしたか。

証人 ちょうど、数えて二〇才だったと思います。

原告代理人 そのお兄さんというのは、兄弟全部で七人いるうちの上から何番目。

証人 上から二番目でした。

原告代理人 そうしますと、このお兄さんが亡くなられた当時は、家族の中でお兄さんというのは、どういう存在だったんでしょうか。

証人 もう、大げさに言っても、笑われるかもしれませんが、どうも、太陽のような存在でしたね。

原告代理人 具体的に言うと、どういうことですか。

証人 家の中が貧しきで暗くても兄が家に帰ってくると、もう、和気あいあいとなるわけですね。父親も母親も兄弟も、

その兄に一目、置いていたわけです。

原告代理人 その当時、家の中で働いてた方というと、どなたと、どなたですか。

証人 父と母と、その兄と三人でした。

原告代理人 そうしますと、経済的な意味でもお兄さんというのは、柱だったわけですか。

証人 そうです。

原告代理人 お父さんが、こちらに來たのがいつ頃か、あなたは、知っておりますか。

証人 聞くところによりますと、数え年二四才といいますが、で、ちょうど今から、一九二九年頃だと思えます。

原告代理人 それ以来、お父さんは、どういう職業に就いていたか、知っておりますか。

証人 釜山から船に乗って、日本本土に、はいってきたわけですから、すけれども、あちこちで炭鉱とか北海道とかも行ったことがあると聞いております。

原告代理人 いわゆる肉体労働を、ずっと、やってらしたわけですか。

証人 そうですね。

原告代理人 で、その中で、お兄さんが生きてらした頃に、お母さんも働いていたわけですね。

証人 私が生まれて、三か月して、働き出したということでは

す。

原告代理人 お母さんは、どのような仕事に就いていたんですか。

証人 今現在も働いている、うちの市の失対労働ですか、その仕事を、ずっと、続けております。

原告代理人 で、お兄さんが突然交通事故で亡くなったということ、ご家族の方もいろいろ悲しんだと思うんですけども、ご両親の嘆き方というのは、どんな状態だったか。

証人 私がちょうど五才くらいだったんですけれども、異常を感じるくらいに父も母もお酒を飲みまして、泣くのが合唱のように泣くばかりの一日でしたね。

原告代理人 やはり、一家の柱を亡くしたと、そういうような感じでしたか。

証人 え、四工場の中でも特に青年団でも軸になって、何事も掛け替えのない、息子としては、自慢の息子だっただけに……。

原告代理人 それ以降、柱になるようなお兄さんを亡くしてから、あなた方一家の生活というのは、どんな状態ですか。

証人 それから間もなく、姉が嫁いで、二番目の姉も嫁ぎまして、三番目の姉も働きに出ましたね。

原告代理人 一家が、みな総出で働いていたと。

証人 そうです。

原告代理人 あなた自身は、小学校は四工場から通ったわけですか。

証人 当時、宝塚韓国小学校に行っていました。

原告代理人 小学校に通っている当時、家計は、あなたが支えていたんですか、小学校時代お兄さんが亡くなった後ですね。

証人 やっぱり、父がずっと働いておりましたので、裕福ではないけれども、月謝を払ってはいけるような状態でした。

原告代理人 あなた自身が働かなければならないというような状態は、学校行っている間中、ありませんでしたか。

証人 うちの家は、ずっと上の姉から兄弟が揃って、ゴルフのアルバイトですか、キャディーのそれは、恒例になっていて親が行けといわない前に自分から進んで働きに出ました。

原告代理人 大体何才頃から、そういうふうに、行っていたんですか。お姉さん方は。

証人 姉は一〇才の時から、働き出したと言っていました。

原告代理人 それは、お姉さん一人じゃなくて、お姉さん何人も、皆さんということですか。

証人 え、姉とか、兄も全部、働きに行きましたね。

原告代理人 当時、一〇才前後くらいで、何か、働くというと、ゴルフのキャディーくらいしかなかったわけですか。

証人 それは、毎日、あるわけではないし、取り合いのような状態だったらしいです。

原告代理人 アルバイトに、そういうことをやったというのは、勿

論、家計を助けるためということだったわけですか。

証人 はい、そうです。

原告代理人 あなた自身は、そういうアルバイトを、やりましたか。

証人 はい。

原告代理人 何才くらいからですか。

証人 小学校が三月の末頃に卒業しますね、それから、すぐにゴルフ場に行つて、中学、はいる前から働きました。

原告代理人 で、親からいわれるまでもなく、ということを、さきほどいわれたんですけれども、あなたの場合も、そうですか。

証人 え、母親が行けども、いわないけれども、みんな、働いているから、私も働きたいという気持ちがありました。

原告代理人 そういうふうにして、アルバイトで、大体、どのくらい、子供で嫁げるというか、収入を得られたんですか。

証人 土曜日と日曜日にしか出られませんが、学校があるから。それで一〇日に一回、お給料を、もらっていたんですけれども、一〇日に、一、〇〇〇円前後でしたね。

原告代理人 そういうふうにして得たお金は、どういうふうにしていたんですか。

証人 学校に要る教材費とか、月謝とか、全部、そういうふうに使いました。足りない分を、お母さんに負担してもらつて。

原告代理人 あなたは、中学時代も、そういうアルバイトなんかやつ

ていたということ、中学卒業後、進路について、どういうふうにしてしようというふうに、あなた自身は、考えてたんですか。

証人 私は、高校に行きたかったんですけども、父親にしたら、女の子は、自分の名前が書けたら一人前だから勉強する必要がないということをいうわけなんですよね。でも、とても行きたかったんですけども、それに逆らうことができません、と、どうとう、働くことに決めました。

原告代理人 その当時、中学卒業生というのは、就職するのは、比較的、らくだったんでしょうか。

証人 そうですね。

原告代理人 あなたの場合も就職は、そんなに問題はなかったんですか。

証人 最初に受けたところは、落ちてしまつて二度目のところで働けるようになったんです。

原告代理人 あなたが中学卒業する前後くらいの、あなたのうちの家庭状態なんですけれども、お姉さん方は、まだ嫁いでいないお姉さんもいたわけですね。

証人 はい、全部ゴルフのキャディーをしておりました、上の姉二人が。

原告代理人 ご両親も、ずっと働いていたと、そういう状態ですね。

証人 はい。

か。

証人 そうですね。

原告代理人 で、その当時、家族全員で働いてて、生活状態というのは、どういふものでしたか。

証人 これといって、お金が、たまらないわけなんですよ。

よその人にも、言われるんですけども、近所の人に、あそここの家は、みんな働いている割には、たまらないということで、それで、二番目の姉が病弱ですと、入院したり、今でも、体がちょっと不自由なんですけれども、そういうことや、いろんなことがあったと思うんです。けれども、大金がたまるといふほどじゃなく、その日暮らしてたね。

原告代理人 それは、みんな働いても、やはり、生活にゆとりがなかったということですか。

証人 はい。

原告代理人 その当時、お兄さんである原告は、どうしていたんですか。

証人 高校に通っていたと思います。

原告代理人 あなたたちご兄弟の中で、高校に行かれたのは、どなた。

証人 兄だけです。

原告代理人 原告のお兄さんだけ。

証人 はい。

原告代理人 では、原告のことについて、ちょっと、お伺いしますけれども、原告は、あなたのお兄さんですね。

証人 はい、そうです。

原告代理人 子供時代の、あなたと、お兄さんの間柄というのは、どういう間柄ですか。

証人 うちの兄は、すごく可愛い顔をしていて、誰にでも好かれて、わあー、可愛いって、いうふうに言われるんですよ。それで、頭も利口だし、その割に下の妹は、へちゃむくれで知能がちょっと、どういふのかな、無口で横におってもわからないというような状態だったんですけども、いつも、ほめられるのは兄だったんですよ。それで、素直な心を持っていたような気がします。

原告代理人 回りの人からは、そうすると、お兄さんは、好かれていたと。

証人 え、ペットののように、可愛いがられていたような記憶があります。

原告代理人 さきはど、兄弟の中で、高校に進学したのはお兄さんだけということでしたね。

証人 はい。

原告代理人 男の子と女の子の違いというのは、あるんでしょうけれども、成績なんかも違っていたわけですか。

証人 え、私は、ぜんぜん、駄目なんですけれども、兄は、

すぐ成績が良く、高校へ、すぐ行かせたいと願ったのは父親の願いだっただと思うんです。

原告代理人 どういうことから、そういう希望が強かったか、わかりますか。

証人 長男は二〇才で死んでしまったから、やっぱり、残された一人息子だけは立派な大人になって欲しいという期待があったんじゃないですか。

原告代理人 お父さん自身も、そんなに教育を受けているわけではないですね。

証人 え、ぜんぜん、受けておりません。

原告代理人 当時の四工場には、勿論、韓国から来た方が、大分、いらしたわけですね。

証人 え、殆んど。

原告代理人 その中でも、やはり、高校に行くという子供は、当時、少なかったんですか。

証人 そうですね。うちの兄くらいじゃないかなと思うんですけども、小学校通っていた時に、申点粉シチョンシンの兄さんは、インテリだななんて、学校の担任の先生にいわれて、インテリという言葉が、わからなくて、兄ちゃん、インテリって何って、聞いたことがあるんですよね。そういうことで先生が、そんな、言っていたといったら、兄が、すぐ、にこっと笑っていたこともありますね。

原告代理人 それから、あなたがたのご両親の、子供に対する、しつめたいなことも、ちょっとお聞きしたいんですけれども、子供であるあなたからみて、どうでしたでしょうか。

証人 母親は、やっぱり、男と女の子で、すぐ区別していいように思うんですよね。だけれども、父親は、生まれる時は、男の子が欲しいという気持があっても生まれたら、女の子だったら、それは、仕方がないと、男の子と女の子をあまり差別をしなかったように思います。

原告代理人 例えば、社会生活上、家庭の中での、いろんな生活の仕方なんかについて、しつけ面では、どうでしたか。

証人 人に迷惑をかけたらいかんということ、お腹は、腹いっぱい食べるものではない、八分目で、もうちょっと食べたい、というところでやめるのが健康に一番、いいのだということを、父が食事の度に、言ってくれました。

原告代理人 当時の四工場における若い青年たちの環境というのは、どんなものでしたでしょうか、今から思うと。

証人 私たちより、ずっと、年配の人たちの非行が、すぐ多かったように思うんですよね。そんな中でも、そういうことを防止するために、野球部員を作ったり、そういうことを、青年団が集まって、子供たちを連れて行くというようなこともしていたように思うんですけれども。

原告代理人 今回、こういう裁判のもとになった、お兄さんの刑事

事件が起るまで、あなたから見ても、お兄さんが、そういう刑事事件
なんか起すというようなことは、なんか、それを感じさせるような、
兆しみたいなのは、前は、あったんでしょか。

証人 小さい頃から、中学はいつても、すごくおとなしくて、
人なつっこくて、誰にでも好かれるような性格の兄だったん
ですが、その事件が起きた時に、私が受けた印象としては、
うちの兄に限ってそんなこと、絶対ないということを感じま
したけれども。

原告代理人 それまでのお兄さんの性格からいって、予想外だった
ということですね。

証人 はい。自分から進んでしたということは、とても考え
られなくて……。

原告代理人 たまたま、そういうことになるについて、何か、あな
たのほうで、そういうことが、お兄さんにとって、きっかけだった
んじゃないかというふうに感じられることというのは、ありますか。

証人 ちょうど、四一年の夏、初夏の頃に、やはり、兄の行
動で、いつもと、おかしいという気がしまして、母親と、四
番目の姉と私と三人で、兄が今からどこか出かけてくるとい
うわけなんですよね。でも異常を感じて、今日だけは行く
のをやめろ、お母さんは行ったらいかん、兄ちゃん、行かん
どき、いかんどきっていつて、すごく引つ張ったんですよね。
そういうことをして、兄もしばらく考えて、よし、おれは今

日は、出ていかないわ、家にいるよ、と言ってくれたんです
けれども、当時、各自家に電話がなかったもんですからね、
近所から呼び出しで、電話が、かかっているよ、ということ
があったんですよね。兄が、その電話を受けて、帰ってくる
なり、おれ、やっぱり、行かなくちゃいかん、どうしても来
いというから、やっぱり、おれ行くわ、といって、それでも
必死に止めたんですね。それが犯行の、きっかけだっ
たんじゃないかなと、思われてなりません。

原告代理人 今、言われたのは四一年の夏ということですね。

証人 はい。
原告代理人 その当時は、京煥君は、もう、高校卒業していたわけ
ですね。

証人 高校卒業したばかりですね。

原告代理人 高校卒業したのは、何年だか、わかりますか。

証人 四一年……。

原告代理人 四〇年じゃないですか。

証人 そうですね……。

原告代理人 さきほどの話だと、家族の期待を、原告は背負って、
高校に行ったということでしたけれども、高校卒業する時に、就職
の道なんか、スムーズにいったんでしょか。

証人 え、なんか、自分では、自動車会社に応募、面接試
験ですか、やって、それが、もう、受からなかったというこ

とで、すごく、がっかりしていたんです。なんで、そんなに元気がないのかと聞いたら、こんなこと、言ったらいかんけれども、おれより成績悪いやつが、その同じ会社に受かっているということ、すごく、失意に落ち込んでいたというように状態でした。

原告代理人 それは、普通、高校卒業して、はいれるようなところに、何個所に、やっぱり受けたんでしょうか。

証人 何個所か受けてみて、全部駄目だったような気がしません。

原告代理人 高校時代の成績は、どの程度だったんですか。

証人 その頃になったら、兄、あんまり成績を見せてくれなくなりまして、あまり、良くなかったんじゃないかなと思いますけれども。三年生頃に、大学に行きたいということ、口走っていたように思うんですけれども。

原告代理人 就職が結局、うまくいかなかったわけですね。

証人 はい。

原告代理人 就職が、うまくいかなかったということについて、お兄さんが、何か精神的に打撃を受けたということは、ないんですか。

証人 だから、家に、ずっと、ぶらぶらしておりましたね。どこ受けても、あかんし、やっぱり朝鮮人は駄目なんだというので。

原告代理人 あなたから見ても、客観的に、お兄さんが就職が全部

とぎされたのは、朝鮮人だからということが理由だというふうになるんになっているわけですか。

証人 そうですね。

原告代理人 それは、原告自身もそういうふうに思っていたということですか。

証人 兄が、そういうことを言うから、やっぱり朝鮮人は、駄目なんだなということを思いましたけれども。

原告代理人 で、就職できなくて、ぶらぶらして、そして、そのあと、どうしたんでしょうか。

証人 それで、近所の人に口をきいてもらって、シヨベルの運転を、山の中にある三和土木だったかしら、その会社に働くようになったと思うんです。

原告代理人 で、そのシヨベルの仕事というのは、安定してある程度、続いたんですか。

証人 え、半年ほど、していたような気がするんですけども。

原告代理人 半年で終わったというのは、どういうことですか。

証人 なんか、仕事していて、下に誰かがいるの知らずに、ぐっと動かしてしまつて、お腹が、ちょっと、下敷になつたということ、そういうことで、本人も自信をなくしてしまつたんじゃないですか、大したことは、なかつたんですけども、相手も。

原告代理人 で、そういうようなことがあって、さきほど、なんか、家族が引き止めたにも拘らずよそから電話がかかってきて、出かけていくことがあったということですね。

証人 はい。

原告代理人 その出かけていった間、お兄さんがどういう生活をしてたのか、それは、あなた、直接は、知らないわけですね。

証人 はい、全く、わかりません。

原告代理人 出かけたというの、どのくらいの期間、いなかったんですか。

証人 一週間から一〇日くらいだったと思います。

原告代理人 で、戻ってきたわけですね。

証人 はい。

原告代理人 戻ってからの、お兄さんの生活というのは、どうでしたか。

証人 それから又、土木の会社なんですけれども、ショベルの運転ですか、それを、住み込みで、働きに行ったように思います。

原告代理人 一遍、お兄さんは、本件の問題になる事件の前に、少年鑑別所に、はいったことがありますね。

証人 はい、あります。

原告代理人 それは、いつ頃の時期ですか。

証人 昭和四二年の三月だったと思います。

原告代理人 少年鑑別所に、これは、窃盗か贓物事件だと思いましたが、この件で少年鑑別所に行ったのは、なんていいますか。いわゆる非行事件の初めてのことですね。お兄さんは。

証人 そうですね。

原告代理人 そういうことで少年鑑別所に行って、何かお兄さんに変化みたいなのは、あったでしょうか。

証人 ちょうど、三週間、そこにいたと思うんですよ。その間、私も面会に行って、帰ってきたんですけども、三週間後に戻って、それから今までは、のらりくらりと生活していたような状態が、急に目の輝きが出まして、目標をもって、おれは、絶対悪いことしていかない、真面目に働いていくというのを、意欲をもやしていたと思います。

原告代理人 その少年鑑別所に行ったのは、四二年ということですが、本件の、そもそも問題になっている事件が起ったのは、四一年ということ、鑑別所に行ったのは、そのあとですね。

証人 そうですね。

原告代理人 で、そういう、お兄さんの、これから真面目にやっていたんだという心構えというのは、やはり、生活上も表われて、きたんですか。

証人 そうですね。小型のダンプを頭金で買取って、仕事する中に、償却していくという、段取りで、働き出したんです。よね、五月から。それまで母親は、私に物を買ってくれたこ

とはないですけれども、当時で、ひと月八万くらい、家に入
れていたと思うんですけれども。

原告代理人 お兄さんがですか。

証人 はい、そうです。償却して、儲けた分が八万で、そっ
くり母親に渡しておりまして、お母さんがすごく喜んで、そ
ういうことで、私に、腕時計を買ってもらった記憶があるん
ですよ。ですから、兄が真面目に働いていけば、こんなに
待遇が良くなるのかなと、内心、思いました。

原告代理人 そうすると、その当時は、両親なんかも、お兄さんの
生活に、非常に頼っていた面があるんですか。

証人 そうですね。当時、父親は、結核の気があって、入院
していったんですよ。だから、全面的に兄を頼ってありました。
原告代理人 で、お兄さんがダンブの仕事をするようになった頃、
お父さんは、入院していたということですが、いつ頃から入院して
いったんでしょうか。

証人 ちょうど、その年の正月頃からです。

原告代理人 結核で 。

証人 え、

原告代理人 お母さんは、どうしてましたか。

証人 母親もずっと働いてたんですけれども、それから一年
くらいして、母親も結核になりました、自分も入院するわけ
にいかないから、夫婦揃って、入院するわけにいかないから

ということ、薬を飲んで一生懸命、直しましたけれども。

原告代理人 で、四二年に、そういうようなことがあって、お兄さ
んが真面目に働き出したということですから、四一年の強盗事
件で、お兄さんが逮捕されたということがありましたね。

証人 はい。

原告代理人 それは、いつ頃だったか、ご記憶ありますか。

証人 昭和四二年八月一日です。

原告代理人 逮捕された時期というのは、今いわれたダンブの仕事
を一生懸命やっていた頃ということですか。

証人 はい、そうです。

原告代理人 原告が逮捕された時のことについて、お伺いしたいん
ですけれども、逮捕されたというのは、あなたにとっては、やはり
大分、びっくりしたことですか。

証人 え、もう、こんなに、兄が真面目に働いていれば、
私にも待遇が良くなるし、お母さん自身も、今まで元気のな
かったお母さんが息子に給料を入れてもらえると、急に喜びを
持っていたわけなんです。それがもう、急に逮捕されて
しまつて、小型ダンブの償却もしていかなければいかん、そ
れも中途半端になります、私が運転免許をとつてするとい
うわけにいかず、年がまだ若くて、仕方なく、それを、二束
三文で近所の人に譲りました。

原告代理人 つかまつたことについて、両親は、精神的に、随分、

ショックを受けたんでしょうか。

証人 え、泣き散らしておりましたね。恥かしいことだから、父親は、あんな、悪いことをする息子を、わしは、生んだつもりはないということで、すぐ、拒否しておりましたけれども、お母さんは、うちの息子が、あんなことをしたというところで、大きい兄が死んだ時と違って陰湿な泣き方だったわけなんですよね。

原告代理人 そういうショックを受けて、一方で裁判が始まりましたね。

証人 はい。

原告代理人 裁判をするについて、この事件での示談関係なんていうのは、やったんでしょうか。

証人 はい、うちの母は、一日でも軽くしてもらいたいという気持ちで、当時、誰も示談しない中でも、うちの母親は、自分の息子の分を、きっちり払いたい、そのことによって、一日でも刑が軽くなれるならということ、三軒で三三万円、当時のお金で、三三万円工面して、一番上の義理の兄さんと姉が各自宅に行って、渡したと思います。

原告代理人 当時、三三万円という、かなりの金額になると思うんですけど、それだけの貯金は、おたくにあったんですか。

証人 いいえ、兄が真面目に働き出して、三か月だったんですよね。それが三か月たらずで、たまるわけでもなし。

原告代理人 どこから借りたんですか。

証人 近所から借りました。

原告代理人 で、その裁判では、被告人が一〇人近くいるようですが、その中で示談をしたのは、原告の関係だけですか。

証人 そうです。

原告代理人 原告がつかまって、裁判を受けた頃、あなたは、何才くらいだったんですか。

証人 一六才ですね。

原告代理人 そうすると、その裁判関係で奔走していたのは、主として、誰と誰だったんですか。

証人 一番上の姉と、その義理の兄と、四番目の姉だったと思います。

原告代理人 で、刑期が決まりましたね。

証人 はい。

原告代理人 控訴しても控訴棄却になったようですが、刑務所に、はいつてから、あなたは何遍か面会に行ったことがありますか。

証人 そうですね、四番目の姉が、しばらくして嫁いでしまったもんですから、バトンタッチで私が。

原告代理人 面会している際に、お兄さんの姿勢、言うことなり態度なりが、つかまった当初と、刑務所にはいつてしばらく経過を見る中で、変化みたいなのは、出て来たでしょうか、最初の頃はどうか。

すか。

証人 最初の頃は、自分でも、八年受けるとは、想像しなかつたんじゃないですか。だから、とても、八年というのは納得いなくて、どうしても、上告ですか、して、自分の気持ちを聞いて欲しいということで、悪いことをしたということは、隠しようもなく事実だから、だけれども、八年というのは、重すぎること、納得できないということ、言ってみただ。

原告代理人 刑務所、最初、はいつたところは、水戸の少年刑務所ですか。

証人 そうですね。

原告代理人 刑務所に、はいることについても、本人としては、やはり、最初は、かなり精神的にも。

証人 動揺していましたね。

原告代理人 動揺していたわけですか。

証人 はい。

原告代理人 刑務所に仮出獄で出るまで五年くらいいたわけですね。

証人 はい。

原告代理人 その間に、刑務所での刑期の務め方なんかは、どうだったんでしょうか。

証人 もうだんだん、あきらめに、八年で不服だったものを、あきらめを感じて、これは、自分が真面目にして、出ていく

しかないけれども、やはり、待っていてくれる家族がいるから、おれは、真面目に出ていくから待っていてくれということ、言っていたわけですよ。私のほうとしても、家族と音信不通になってしまっちゃ、兄も厭な気持ちで一日中、そういう気持ちになって、元気で更生していくという気持ちも失われていくだろうし、私も手紙なんか、今まで書いたこと、ないんですけれども、家族が行くということは、知らせて、その兄一人じゃないということを、強く強調しましたね。

原告代理人 そういうような、あなた方ご家族の心というのは、お兄さんのほうにも伝わっておりましたか。

証人 え、伝わりましたね。最初は、兄自身が気持ちが、うっ積してしまって、表に出さずに、自分の中で、もやもやしていたんですけれども、だんだん、日が経つに連れて、家族への思いやりを、すごく、見せてくれましたね。

原告代理人 どんなことを、言っていましたか。

証人 そう、長男は、死んでしまったけれども、やはり、跡継ぎは、自分しかいない、そのことに、妹のお前に、年輩いたお父さん、お母さんを見させて、本当に悪い、だけれども、近い将来、おれは、必ず早く出るようになるから、がんばって欲しいということを、歯を食いしばって、頑張っていました。

原告代理人 ところで、原告が刑務所生活をしていた頃、まあ、あ

あなたの、次の、あなたに近いお姉さんも結婚されたということですが、家の生活というのは、誰と誰の肩に、かかっていたんですか。

証人 私と母親なんですけれども、とても二人のお給料では生活するのに、精いっぱい、一か月に一回、面会したり、差し入れするには、とても、私と母だけでは、できなかつたです。

原告代理人 そうすると、ほかの兄弟のほうからも援助を受けていたんですか。

証人 はい、面会に行くといったら、順番に交通費と、差入れのお金を持ってきてくれましたけれども。

原告代理人 その当時のお母さんというのは、今に比べたら、もっと、身体のほうが、良かったですか。

証人 そうですね、まだ、年も若かつたし。

原告代理人 そういう原告が刑務所で、家族のことも思いながら、一生懸命刑務所を務めていた頃、原告に対して、あなた方の両親は、どんなふうに通っていたんでしょうか。

証人 父親は、もう、悪いことをして、何もなしに帰ってこれると思うのは、これは甘い考えでもって、償いは、きっちりしてこなければいかん、それまでは辛抱して頑張らなくちゃ駄目だということを、きっちり言っておりました。

原告代理人 一番上のお兄さんが事故で亡くなった時も、嘆かれたということですが、申君が刑務所にはいった時の嘆きようとは

違うのは、それと比べて、大分、違っていたんでしょうか。

証人 逮捕されて、判決が八年おられる頃は、泣いてばかりおったんですよ。私は、日本にきて、こういう息子を生んでしまったということ、すごく泣いていたんですけども、はたと、気がついたわけなんですよね。ひと月くらいしたら、息子に会いたいという気持が出て、母と手をつないで面会してくると、気持が、すつとするわけなんですよね。母親が、だから長男は死んでしまったけれども、死んでしまつて、とても、会われないけれども、次男は、それは、一緒に暮らしは、していないけれども、会いたい時には、いつでも会えるから、必ず、そして、出てくる日があるから、考えによつたら、まだまだ、わたしは、幸せだということを、言っておりました。

原告代理人 そうすると、お兄さんが帰ってくる日を心持ちにしていた状態ですか。

証人 え、そればかりですね。

原告代理人 それから、お父さんは、肺結核で入院していたということでしたけれども、その後、病状は、どうだったんでしょうか。

証人 肺結核ですつと、入院していたんですけども、結核のくすりの副作用で足の関節を、痛めたような状態だったんですよ。それで、動けなくなつて、それから、だんだん、脳軟化症の症状が表われてきまして、寝たきりの状態になつ

てしまったんですけれども。

原告代理人 そうすると、肺病から引き続いて寝たきりの状態。

理人 そうです。

原告代理人 お兄さんが仮釈放で、ほぼ五年くらいで出られるというような話は、いつ頃、知りましたか。

証人 昭和四五、六年頃からね、そろそろ、おれ出られるかもしれないということを、言ったわけなんですよ。でも刑期の三分の一ですか、過ぎなかつたら、その資格がないから、もうちょっと、待っていて欲しいということ、四七

年頃には、もう、今か今かと、待っております。それに、四八年六月の末に、神戸の入管から身元引受人ですか、保証人の書類を、いろいろ、この具備書類をもって、本人が出所した場合、引受けるかという書類を送ってきたわけなんですよ。ね。

原告代理人 そういうことの問合せが入管局からきて、あなた方、どういうことを思いましたか。

証人 もう、これは、出てくる前ぶれだということで、今まで、刑務所にはいつていた人は、全部入管から連絡があつて、それから二、三か月後に、そういう書類を提出すれば、二、三か月後に出所できるということを聞いておりました、両手あげて、万才といって、喜んだんです。

原告代理人 当時、入管局の人に、事情を聞きに行ったということ

はありますか。

証人 だから、書類を揃えて、持ってきたさいということで、私と母親と、キムテホ氏ですか。

原告代理人 証人に出られた。

証人 はい、そのおじさんと一緒に入管に持っていたわけなんですよ。これはもう出てこれるといふ、前ぶれですよ。だけれども、刑期よりは早いし、私たちもびっくりしているくらいや、よかったですねと、励ましてもらった記憶があるんですよ。

原告代理人 入管の係官の方から。

証人 そうです。

原告代理人 そうすると、間もなく、出られるというふうには、あなた方は期待していたわけですね。

証人 そうです。

原告代理人 その後、大村収容所に送られるんだということを聞きましたね。

証人 はい。

原告代理人 それは、いつ頃ですか。

証人 その年の九月一〇日頃に、速達で兄から手紙が来たわけなんですよ。その面会の折り、もし、出所できる時は速達で、日にちを送るから期待して待っていてくれということ、言ったから、六月の末に、入管の書類は、出してあるし、

速達をもらったといったら、もう、これ、出所してくる日だということまで期待して封を開けたわけなんですよね。そして、大村収容所行きやということを聞いて、ガンと、頭、後ろから撃たれたような気持ちになりました。まさか、嘘か、信じられませんでしたね。

原告代理人 まして、入管の人から、大丈夫だというようなことを、聞いていた直後だからですね。

証人 え。

原告代理人 大村収容所に行つてからも、あなたは、面会に行つたことがありますか。

証人 はい、三回ほど、行きました。

原告代理人 面会している時の原告の様子が、大村収容所に行つてから、どんなふうになつたんでしょうか。

証人 今までは、面会に行けば、顔が生き生きして、おれたちの家に、やっと、光りが、向こうのほうに、光りが見えるようになったということで、喜んでいたわけなんですよね。兄自身も、すごく澁刺として、二人で、本当に、帰る時は、握手するのも、外で、できるわね、なんの隔りもなく、オット、パート、手を、つなげるねといって、喜んでいたわけなんですよね。だけでも、大村収容所に行つてから、兄の性格が、ころりと変つたような気がします。

原告代理人。どういふふうに変つたんでしょうか。

証人 今まで、刑務所だったら、自分が真面目に、つらいのもがまんして、日一日を送つてれば、出所できるといふ日がでてくるけれども、いきなり、大村収容所といつたら、ほんまに死刑と一緒のような気がするんですよね。あっさり、お前は死刑だといわれて、処刑でもされてしまったらいいと思ふんですけれども、へびの生殺しのように、もし、私が兄のような立場になったら、私も、どうなるか、自信がありません。もう、人が変つてしまいましたね。

原告代理人 なんか、自暴自棄的な感じですか。

証人 自暴自棄で、人を信用しない、もう、焦点が、ないような気がします。だから、たとえ、悪いことをしてしまったということは本当に、私ら家族のものとしても申し訳ないわけですよね、被害者の方々には。だけれども、兄自身も、いつも言っているんですけれども、刑務所終えたから、刑期を終えたから、おれは罪を償えたという気持ちをもっていない、一生、その気持は忘れようと思つても忘れるものでもなし、それを、自分は、悟っているんだということも、大村収容所ですか、そこに入れられたということは、とても、納得いきませんね。

原告代理人 あなたからみて、お兄さんは性格を、かなり、ゆがめたという感じがするんですか。

証人 そうですね。私から、言わせてもらつたら大村収容所、

行かなかつたら、兄の素直な性格が思う存分出ていたんじゃないかと思うんですけども、その強制退去令を受けた瞬間に、兄は変ってしまったような気がします。

原告代理人 大村収容所に収容されている間に、あなた方のほうで、法務省のほうに、嘆願に行つたことがありますね。

証人 はい。

原告代理人 いつ頃、どなたと、いらしたでしょうか。

証人 崔牧師と川端先生と、義理の兄ですね、一番上の、それに母親と私で行きました。

原告代理人 その時、嘆願書みたいなものを、あなたは、出しましたか。

証人 はい出しました。

(甲第九号証を示す)

原告代理人 これは写ですけれども、そのもの自体は法務省のほうに出されているわけですね。

証人 そうです。

原告代理人 この嘆願書を、あなたのほうで、出した時の気持ね、こういうことを、言いたかつたんだということを一言、一言では、いえないでしょうけれども、どういう趣旨だったのか、簡略に述べただけですか。

証人 うちの家はね、これからだという時に、いつも、何か、アクシデントがあるわけですよ、兄も、ちょうど、二〇才で働き手で、家族全部の担い手だった矢先に、交通事故で死んでしまつて、それから又、数年してから、兄が三か月ですか、真面目に働き出して、急に逮捕されてしまつた。それから又、仮出獄が五年半余りで、出てこれるといふことだつたのに、急に大村収容所に行つてしまつたわけですよ。うちの家は、どうして、こうして、こんな不幸なことばかり続くのか……………。

原告代理人 そういうことで、あなた方の家族が、これ以上、お兄さんが収容されていることによって、破滅的な状態になるということとを、いいたかつたわけですね。

証人 そうです。

原告代理人 この中に、四項目、裏のところに、お兄さんが判決を受ける前から刑務所を出所した時は、すぐに家には帰らずその足で被害者達の家へ謝罪しに行きたいと申しておりましたと書いておりますね。

証人 はい。

原告代理人 実際には、刑務所出て、すぐ、大村収容所に行つたということですが、こういう機会というのは、実際にあつたでしょうか。

証人 常々私と兄の二人で、その家族の方に謝りに行こうと

いうことを約束していたわけですよ。兄が行くいうもんだから、じゃ、私もついて行きたいということで、それから、四九年二月一九日に仮放免で、出てきて、三月の初め頃に、静岡と、熱海と、神戸の垂水ですか、三軒廻ってきました。原告代理人 それは、直接、被害者の方に、謝罪に行ったわけですね。

証人 はい、そうです。

原告代理人 この判決文は、それぞれ共謀ということでかなりお兄さんが関連したように書いてあるんですけども、直接関連したのは、今、言われた三軒だけですか。

証人 そうですね。

原告代理人 あなた方が謝りに行った時の対応というのは、どんな状態でしたか、被害者の方は。

証人 よう、来てくれたということ、いわれまして、ていねいに奥まで入れてもらいまして、お茶も出してもらって、うちの兄に対して、あなたが真面目になってくれれば、私たちも、何もいうことないといって、逆に励ましてもらいました。

原告代理人 強制退去のことについても非常に理解を示していただいたことがあったようですね。

証人 え、折り返し、うちの住所に手紙で、署名ですか、送って下さいましたね。

原告代理人 嘆願書に署名をして、送ってくれたということですか。

証人 そうです。是非私たちも署名させていただきたいということ。

原告代理人 今は、お父さんは、すでに亡くなられたわけですね。

証人 はい。

原告代理人 お母さんは、肝硬変ですか、具合がずっと悪くて、あまり、働けないということですね。

証人 はい。

原告代理人 あなたは、さきほど、無職ということですから、実際に、働こうということは、職は捜されているんですか。

証人 あちこち、捜してみるんですけども、なにしろ、難しいですね。

原告代理人 以前、あなたは、就職のためにということで電話交換手の資格をとったことがありますね。

証人 え、あります。

原告代理人 そういう資格をとっていても、やはり、現実的には、なかなか、就職難しいですか。

証人 そうですね。今まで難しかったもんですから、資格をとれば、はいれるんじゃないかな、就職できるんじゃないかないう気持ちだったんですけども、いざとってみましたら、それもあまり役に立たないような気がしましたね。

原告代理人 それは、応募者が単に多いからということなんですよ。

うか。

証人 会社からは、いろんな理由をつけてくれますので、こっちとしても、どういうふうに理解したらいいのか、わかりません。

原告代理人 国籍の問題だとか、そういうことで断られたということはないですか。

証人 多分そうじゃないかなということが一つあります。新聞広告をみて、電話で応募したいということを、言ったんですけれども、したら、今、いくつなんでしょうかというから、ちょうど、去年で二五才だったので、独身で二五才だということ、ちょうど、そういう人を捜しているというので、じゃ、すぐ書類を出して下さいというわけなんですよね。私、電話交換手も、その資格とつても本名で言ってますので韓国籍と本名の申点粉^{シムチン}で応募しましたところ、ちょうど、二五、六才の独身の女性を求めるといふのに、私、すごく期待していたんですよね。だから面接もさしてもらえずに、そのまゝ、断られちゃったんですよ。

原告代理人 そういうふうに国籍の問題で断られたというふうに思わざるを得ないということですか。

証人 そうですね。

原告代理人 それから、今までも、かなり、あなた方の、ごきょうだい、お姉さんたちから経済的に援助を受けているようですが、韓

国では一般的に嫁に行った娘から実家が世話になることについて、どういうふうに考えられているんでしょうか。

証人 韓国人の家庭に、女の子が生まれますと、あまり、お金を使わずに娘には手を、かけないということを、いっただけなんですよね。お金をかけて、ちやほや育てずに、いったら、放任の状態で、そういう中で、お嫁に行ってしまったら捨ててしまったような状態だから、殆んど、援助なんか、すべきでないと思うんですよ。

原告代理人 そういうことが、現実に、少ないわけですか、お嫁に行った娘さんが、実家の援助をするというのは。

証人 近所でも、そういうことはないですね。親がこっそりお嫁に行った娘さんにお小遣をあげたりしても、うちの家は反対でした。

原告代理人 勿論、嫁に行った先の家でも、そんなことをすれば、いやがるということですか。

証人 そうです、全部内緒ですね。

原告代理人 そうすると、あなた方の場合もお姉さん方から、そういう援助をもらうについては、そう、期待は、できないわけですか。

証人 え、とでもできないです。姉の家族にも家庭があつて、生活していくわけですから、とても裕福でお金がありあまっているわけではないんですよ。私と母と兄がお金を苦労し

ているということだったら自分たちがブラウス一枚買わずに、その分、お母さんにおいしいものを食べさせて欲しいという気持ちで援助してくれています。

原告代理人 その援助には、自ら、限界があるわけですね、裕福でないから。

証人 え、。

原告代理人 原告は、刑務所にはいつの間にか協定永住権を取得しておりますね。

証人 そうです。

原告代理人 協定永住権を取得したことについて、その頃に、何か、刑務所の職員の方から原告について、原告の勤務中の生活とか、あるいはその後のことなんかについて、聞かされたことがありますか。

証人 兄と面会したあとに、必ず、分類課長さんだと思えますけれども、そういう方にお会いして、兄の、日常、どうしているかということをお尋ねするわけなんですよ。そんな中で、妹さんですか、いうことで、はい、そうですといったら、あなたのお兄さんは、すごく真面目で、刑は八年を受けているけれども、間違いなく、それ以前に出れるでしょうということ、だから、何も心配して、泣くことはないですよ、ということ、言ってくれるわけなんですよ。そういうことを聞いた兄が、そういう状況の中で、分類課長さんに、そういうふうと言われるまでに、一生懸命してくれるんだと思

ったら、もう、感謝の気持ちで、胸がいっぱいになりました。
原告代理人 刑務所時代に、協定永住権が通ったということで、安心していたというようなことは、あったんでしょうか。

証人 兄自身は、自分は、八年やいう頭があったから、多分、おりないんじゃないかないう気持ちがあつて、申請したら、許可がおりたもんだから、ああ、これで、おれは、大丈夫だという気持ちになつたといっていました。

原告代理人 で、ほかの人なんか、家族の方々も協定永住権がおりたことで、そういうふうに皆さん思っていたわけですね。

証人 そうですね。

the 1990s, the number of people in the UK who are aged 65 and over has increased from 10.5 million to 13.5 million (1990-2000).

There are a number of reasons why the number of people aged 65 and over has increased. One of the main reasons is that people are living longer. The life expectancy at birth in the UK is now 77 years for men and 81 years for women (1999).

Another reason is that people are having children later in life. This means that there are more people aged 65 and over who have children who are still alive.

There are also a number of reasons why the number of people aged 65 and over is expected to increase in the future. One of the main reasons is that people are expected to live even longer.

Another reason is that people are expected to have children even later in life. This means that there will be even more people aged 65 and over who have children who are still alive.

There are also a number of reasons why the number of people aged 65 and over is expected to increase in the future. One of the main reasons is that people are expected to live even longer.

Another reason is that people are expected to have children even later in life. This means that there will be even more people aged 65 and over who have children who are still alive.

There are also a number of reasons why the number of people aged 65 and over is expected to increase in the future. One of the main reasons is that people are expected to live even longer.

Another reason is that people are expected to have children even later in life. This means that there will be even more people aged 65 and over who have children who are still alive.

There are also a number of reasons why the number of people aged 65 and over is expected to increase in the future. One of the main reasons is that people are expected to live even longer.

Another reason is that people are expected to have children even later in life. This means that there will be even more people aged 65 and over who have children who are still alive.

There are also a number of reasons why the number of people aged 65 and over is expected to increase in the future. One of the main reasons is that people are expected to live even longer.

Another reason is that people are expected to have children even later in life. This means that there will be even more people aged 65 and over who have children who are still alive.

There are also a number of reasons why the number of people aged 65 and over is expected to increase in the future. One of the main reasons is that people are expected to live even longer.

Another reason is that people are expected to have children even later in life. This means that there will be even more people aged 65 and over who have children who are still alive.

There are also a number of reasons why the number of people aged 65 and over is expected to increase in the future. One of the main reasons is that people are expected to live even longer.

Another reason is that people are expected to have children even later in life. This means that there will be even more people aged 65 and over who have children who are still alive.

申京煥裁判・証言集・第二集

- 編集・発行 申京煥君を支える会
兵庫県宝塚市福井町11-1 宝塚福井教会気付
☎ (0797) 71-1591
- 1977年7月25日発行
- 定価400円